

申請を始める前に必ずお読みください

保護者等情報変更が必要な変更とは

- ・課税地の変更(令和5年中の他市町村への転居等)
- ・保護者が令和6年1月1日までに海外へ赴任した時
(帰国した場合も変更が必要です)
- ・両親の離婚・再婚等
- ・生活扶助の受給有無の変更

保護者等情報変更が必要ではない変更とは

- ・扶養に入った・扶養から外れた
(意図せず扶養から外れている可能性がありますので必ず扶養者に確認するようお願いします。)
- ・令和6年中の住所の変更

高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien オンライン申請手引き

～変更手続編～

「保護者等情報変更届出」を行うためのマニュアルです。

【申請〆切 7月12日】

※個人番号（マイナンバー）を入力等する際に、別人のマイナンバーを入力等する誤りが発生しておりますので、ご注意ください。

例1：父と母それぞれのマイナンバーを入力すべきところ、
父と父または母と母のマイナンバーを誤入力

例2：父（または母）のマイナンバーを入力すべきところ、
生徒本人や祖父母等のマイナンバーを誤入力

目次

➤ 本書（変更手続編）の内容は、以下のとおりです。

1. 保護者変更・支給再開の流れ P.4
2. 操作説明
 - 2-1. e-Shienにログインする P.5
 - 2-2. 保護者等情報の変更の届出をする P.9

※本文中の画面表示は、一部古い場合があります。

- e-Shienへのアクセス

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



- 操作手順の説明動画、FAQ等

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html



- 就学支援金制度の概要

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1342674.htm



- 就学支援金制度（家計急変支援）の各種資料

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html

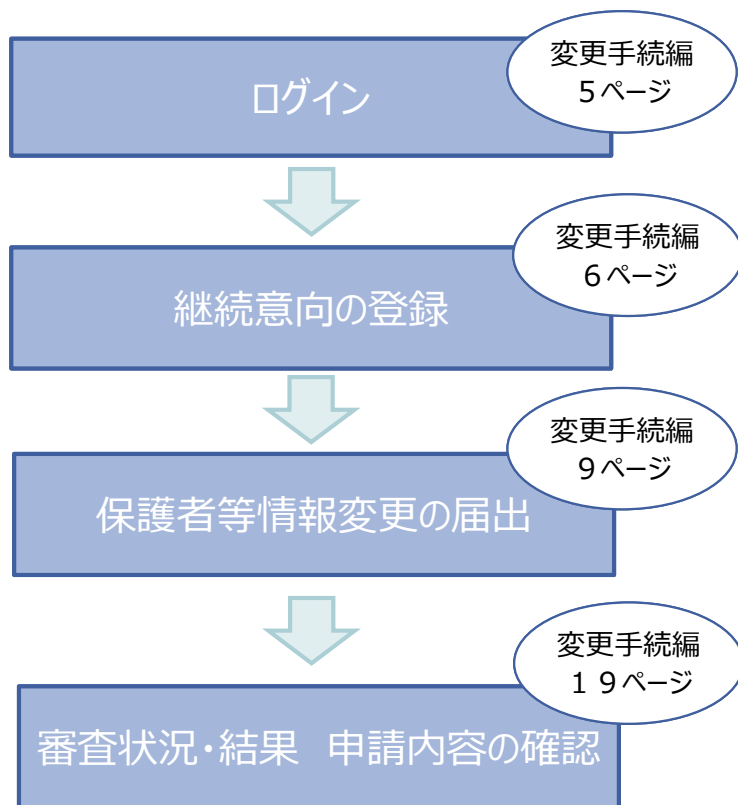


1. 保護者変更・支給再開の流れ

e-Shienを利用した保護者変更・支給再開の主な流れは以下となります。

保護者等情報変更の届出 (保護者等が増える場合 等)

申請者 (生徒)



凡例

XXXX
〇ページ

「XXXX(参照資料名)」の
〇ページ参照



e-Shienを使用する手順

2. 操作説明

2-1. e-Shienにログインする

e-Shienを使用するために、システムへログインします。

ログインは、パソコン、スマートフォンから以下のURLを入力してアクセスします。以下のQRコードを読み取ってもアクセスできます。

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



1. ログイン画面

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

手順

- 1 ログインID通知書を見ながらログインIDとパスワードを入力します。
- 2 「ログイン」ボタンをクリックします。

6ページへ

補足

- I 「パスワードを表示」により入力したパスワードが確認できます。
- II 表示言語は、「日本語」または「English」が選択できます。
- III e-Shienの「利用規約」を確認できます。

• ログインIDやパスワードがわからなくなった場合は、学校に確認してください。

ログインID通知書のサンプル

***** 高等学校等就学支援金 ログインID通知書 *****

発行日： 令和4年1月4日

発行回数： 1

1	ログインID (数字のみ)	11545683	※「1」… 数字のイチ 「I」… 英小文字のエル 「1」… 英大文字のアイ 「0」… 数字のゼロ 「O」… 英大文字のオー 「o」… 英小文字のオー
	パスワード (英字大文字・小文字、数字)※	4gUWRP4m	

■これらの情報は高等学校等就学支援金の申請にあたって、高等学校等就学支援金オンライン申請システムを利用する際に必要となります。
■当該システムを利用する前に、システムのログイン画面または文部科学省のホームページに掲載されている利用規約を確認してください。なお、当該システムを利用した場合、利用規約に同意したものとみなされます。
■在学中は変更されません。卒業まで紛失しないように大切に保管してください。
■紛失した場合は、直ちに学校担当者へお申し出ください。
■他人に見せたり教えたりしないでください。

2. 操作説明

2-2. 継続受給の意思が「ある or ない」の意向を登録する

最初に、受給を継続する意思が「ある or ない」(継続意向) を登録します。

学校から継続意向の再登録を依頼された場合や、継続意向内容を誤った場合に再登録をする場合も、同様の手順で行います。

1. ポータル画面

継続届出 ヘルプ

就学支援金の継続に係る届出はこちらです。

申請名	申請説明
1 継続意向登録	高等学校等就学支援金の受給継続意向を登録します。
収入状況届出	高等学校等就学支援金の受給継続のため、現在の保護者等の収入状況を届け出ます。
家計急変継続審査 (1月)	家計急変による高等学校等就学支援金の受給継続のため、現在の保護者等の収入状況を届け出ます。

手順

- 1 ポータル画面の「継続届出」タブ内にある「継続意向登録」ボタンをクリックします。

7ページへ

2. 操作説明

2-2. 継続受給の意思が「ある or ない」の意向を登録する

2. 継続意向登録画面

継続意向登録



確認事項

以下の内容を確認の上、チェックをつけてください。 **必須**

- 1
- 高等学校等就学支援金は、高校等の授業料に対する国からの支援であり、返済不要です。
 - 高等学校等就学支援金の申請を行わない場合は、就学支援金は受給できず、授業料を全額納付する必要があります。

継続意向確認

どちらかを選択してください。 **必須**

- 2
- 現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。
支給対象者には支給決定通知、所得制限対象者には資格消滅通知が送付されます。
 - 受給権を放棄します。
資格消滅通知が送付されます。

保護者等情報の変更について

前回の申請時から保護者等に変動(離婚、死別、養子縁組等)はありますが。 **必須**

- 3
- ①あります。(②以外の理由)
以下のいずれかに該当する場合は、
 - 保護者等の変動(追加・削除)が生じる場合
 - 保護者等の課税地、収入状況提出方法等の情報を変更する場合
 - 課税地・収入状況による高等学校等就学支援金を受給しており、保護者等の変動(追加・削除)、課税地、収入状況提出方法等の変更がある場合(保護者等の変動により課税地・収入状況が解消する場合は、①を選択することにより課税地・収入状況の解消となります。)過去の申請内容は、ホームページの「認定状況」の検索から確認してください。
 - ②あります。(課税対象)
以下のいずれかに該当する場合は、課税対象の対応として就学支援金の受給継続を希望する場合に該当してください。
 - 離婚等の課税地・収入状況が生じる場合
 - 課税地・収入状況による高等学校等就学支援金を受給しており、保護者等の変動(追加・削除)、課税地、収入状況提出方法等の変更がある場合(保護者等の変動により課税地・収入状況が解消する場合は、①を選択してください。)
 - ③ありません。
保護者等の変動(追加・削除)、課税地、収入状況提出方法等のいずれも変更がない場合は、
前回の申請時に個人番号を提出していない場合で、電話番号又はメールアドレスのみの変更の場合、こちらを選択してください。

4 **入力内容確認**

手順

- 1 内容を確認し、チェックします。
- 2 支給の継続を希望するかどうかを選択します。
 - ・就学支援金の**支給の継続を希望する場合**
➡上部：希望します。
 - ・保護者等の所得制限基準(世帯年収約910万円※)を超えている場合
 - ・上記のほかの理由により支給を希望しない場合
➡下部：受給権を放棄します。
- 3 保護者等の変更有無を選択します。
 - ・再婚等により**保護者等の変更がある場合**
 - ・保護者等の**課税地、収入状況提出方法、生活扶助の受給有無等に変更がある場合**
➡①あります。(②以外の理由)
- 4 「入力内容確認」ボタンをクリックします。

※世帯構成等によって異なります。

8ページへ

補足

電話番号又はメールアドレスを変更したいときには、過去に個人番号を提出済の場合、「①あります。(②以外の理由)」を選択してください。個人番号を提出していない(自己情報や課税証明書を提出した)場合には、「③ありません。」を選択してください。

2. 操作説明

2-2. 継続受給の意思が「ある or ない」の意向を登録する

3. 継続意向登録確認画面

継続意向登録確認



継続意向確認

現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。

保護者等情報の変更について

ありません。

< 継続意向登録に戻る

1

本内容で登録する

手順

- 1 登録内容が正しいことを確認し「本内容で登録する」ボタンをクリックします。

4. 継続意向登録結果画面

継続意向登録結果



以下の内容で登録されました。

中央の「続けて収入状況届出を行う」またはメニューの「収入状況届出」より、収入状況届出を行ってください。

受付番号	申請内容	保護者等情報の変更について
R-22-086-04-1000-9001	現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。	ありません。

< マイページに戻る

1
I

続けて収入状況届出を行う >

手順

- 1 継続意向の登録結果が表示されます。

・継続支給を希望し、保護者等の情報に変更がある場合

「続けて保護者等情報変更届出を行う」をクリックします。



9ページへ

※継続意向があり、保護者等に変更がある場合の画面 ↓

継続意向登録結果



以下の内容で登録されました。

中央の「続けて保護者等情報変更届出を行う」またはメニューの「保護者等情報変更届出」より、保護者等情報変更届出を行ってください。

受付番号	申請内容	保護者等情報の変更について
R-22-086-04-1000-9001	現在認定されており、引き続き高等学校等就学支援金の支給を受けたいと考えています。	あります。

< マイページに戻る

1

続けて保護者等情報変更届出を行う >

補足

- I **誤って意向内容を登録した場合、自身で修正することはできません。** 学校に連絡してください。過去に個人番号を提出済みの場合、表示されません。(ここで手続きは終了です。)

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

保護者等情報の変更の届出を行います。

保護者の変更（離婚・再婚など）、課税地の変更、収入状況提出方法の変更、生活扶助の受給有無の変更などがある場合が該当します。

1. ポータル画面

変更手続 ヘルプ

就学支援金の申請内容を変更するための手続きはこちらです。

申請名	申請説明
1 保護者等情報変更届出	高等学校等就学支援金申請に係る保護者等情報の変更を届け出ます。
保護者等情報変更届出（専計急変）	以下の理由により、高等学校等就学支援金申請に係る保護者等情報の変更を届け出ます。 ※保護者等が国外に在住する場合などで、専計急変理由や収入状況が確認できない場合は対象となりません。 ・離婚等の専計急変理由が生じたため ・専計急変支援の対象として高等学校等就学支援金を受給しており、保護者等情報に変更が生じたため
支給再開届出	高等学校等就学支援金の支給を再開することを申し出ます。
支給再開届出（専計急変）	以下の理由により、高等学校等就学支援金の支給を再開することを申し出ます。 ※保護者等が国外に在住する場合などで、専計急変理由や収入状況が確認できない場合は対象となりません。 ・支給停止中に、離婚等の専計急変理由が生じたため ・専計急変支援の対象として就学支援金を受給しており、支給を再開するため
専計急変取下げ届出	専計急変支援による高等学校等就学支援金の申請を取り下げます。

手順

- 1 ポータル画面の「変更手続」タブ内にある「保護者等情報変更届出」ボタンをクリックします。

補足

- ・「継続意向確認」から続けて行う場合は、次の「2. 保護者等情報変更届出（生徒情報）画面」から始まります。

2. 保護者等情報変更届出（生徒情報）画面

e-Shien 高等学校等就学支援金オンライン申請システム ヘルプ ログアウト

学校名 茨城県立〇〇高等学校 ログインID 11545413 ユーザ名 支援 太郎

保護者等情報変更届出（生徒情報）

1 2 3 4 5
生徒情報入力 保護者等情報入力 保護者等情報収入状況取得 入力内容確認 申請完了

1 生徒情報

氏名	支援 太郎
ふりがな	しえん たろう
生年月日	2021年12月28日
郵便番号	1008959
住所(都道府県)	東京都
(市区町村)	千代田区
(町名・番地)	歳ヶ間11111
(建物名・部屋番号)	
メールアドレス	manual@mext.go.jp

メールアドレス

マイページに戻る 保護者等情報入力

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

手順

- 1 前回の申請時に登録した生徒情報が表示されるので、正しいことを確認します。
- 2 「保護者等情報入力」ボタンをクリックします。

10ページへ

補足

- I メールアドレスに変更がある場合、この画面で修正します。それ以外に変更がある場合は、学校に連絡してください。

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

3. 保護者等情報変更届出登録画面(1/7)

e-Shien 高等学校等就学支援金オンライン申請システム ? ヘルプ ログアウト

学校名: 茨城県立〇〇高等学校 ログインID: 11545413 ユーザ名: 支援 太郎

保護者等情報変更届出登録

記入上の注意

1 2 3 4 5

生徒情報入力 保護者等情報 保護者等情報 入力内容確認 申請完了

入力 収入状況取得

保護者等情報の変更について

保護者等情報の変更について該当するものを選択してください。

Q. 保護者等の変動(追加・削除)はありますか?

1

保護者等の変動(追加・削除)があります。

中断前に入力した保護者等情報からの変動(追加・削除)はありますか?

保護者等の変動(追加・削除)はありません。

保護者等の変動(追加・削除)はなく、保護者等の電話番号や課税地等の情報を変更する場合があります。

< マイページに戻る

入力内容確認 (一時保存)

手順

1 保護者等の**人数**に変更があるかないかを選択します。

• 保護者等の変動(追加・削除)がある場合

➡ 11ページへ

• 保護者等の変動(追加・削除)がない場合

➡ 15ページへ

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

保護者等の**変動(追加・削除)**がある場合の手順は以下のとおりです。

3. 保護者等情報変更届出登録画面(2/7)

1
I

手順

1 保護者等の変更に合わせて、収入状況の確認が必要な保護者を選択します。

・保護者等を**追加**する場合

➡ 12ページへ

・保護者等を**削除**する場合

➡ 14ページへ

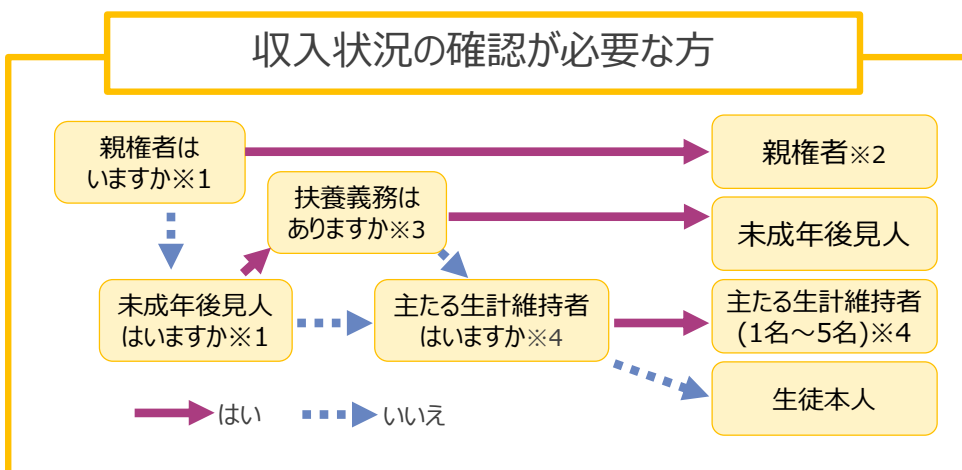
・登録している保護者等の**情報を変更**する場合

➡ 15ページへ

補足

I 選択する回答が分からない場合、左図を参照し、収入状況の確認が必要な方を特定してください。収入状況の確認が必要な保護者等の合計人数に応じて、当てはまる選択肢を選んでください。

収入状況の確認が必要な方については、以下のフローチャートを確認してください。



※1 生徒が成人（18歳以上）である場合、「いいえ」を選択してください。

※2 次の場合、該当する親権者の個人番号カード（写）等の提出が不要となる場合があります。

・ドメスティック・バイオレンス等のやむを得ない理由により提出が困難な場合

・今までに一度も日本国内に住所を有したことがないため個人番号の指定を受けていない場合 等

詳細は、学校に御相談ください。

※3 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されており、その者が生徒についての扶養義務がある場合に「はい」を選択します。

※4 生徒が成人（18歳以上）であり、入学時に未成年であった場合は、未成年時の親権者が「主たる生計維持者」に該当します。

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

保護者等を**追加**する場合の手順は以下のとおりです。

3. 保護者等情報変更届出登録画面(3/7)

収入状況の確認が必要な方 親権者(両親) 2名分の収入状況を提出します。

手順

- 1 「保護者等の追加」ボタンをクリックします。
- 2 入力欄が追加されるため、追加する保護者等の情報を入力します。

13ページへ

補足

- I 「保護者等の追加」ボタンをクリックすると自動的にチェックされます。
- II 漢字姓名欄及びかな姓名欄は全半角、アルファベット、半角スペース、-(長音)入力が可能です。
- III 審査完了時等にメールでの連絡を希望する場合、入力してください。

1

+ 保護者等の追加

親権者の再婚等により保護者等が増える場合、保護者等の追加ボタンを押下してください。

保護者等情報 (3人目)

メールアドレスの入力について

I

この保護者等について、電話番号や課税地の情報を変更します。

保護者等の情報を変更する場合はここにチェックを付けてください。
保護者等の変動がある場合は、削除および追加により変更してください。

この保護者等を削除します。

保護者等を削除する場合はここにチェックを付けてください。

2

II

個人情報

姓<漢字> 名<漢字>

(例) 支援

(例) 太郎

姓<ふりがな> 名<ふりがな>

(例) しえん

(例) たろう

生年月日 電話番号

(例) 1980年0

(例) 123-4567-89

III

メールアドレス 生徒との続柄

(例) sample@me

(例) 父、母

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

保護者等を追加する場合の手順は以下のとおりです。

3. 保護者等情報変更届出登録画面(4/7)

1 **収入状況提出方法** 必須

個人番号カードを使用して自己情報を提出する

? 次の画面で個人番号カードを使用して、収入状況（課税情報等）を取得し、提出します。
個人番号カードを所有している場合に選択できます。

? 個人番号カードの使用について

2 個人番号を入力する

? 申請先の都道府県等で使用するため個人番号を入力します。
個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。

システム外で個人番号カードの写し等を提出する

? 上記いずれも対応できない場合は、こちらを選択した上で、個人番号カードの写し等を書面で学校に提出してください。

I **生活保護関係情報** 必須

? 上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）に生活保護（生活扶助）を受給している場合は「受給あり」を選択し、福祉事務所設置自治体を選択してください。設置自治体が都道府県の場合（該当する町村がない場合は、市区町村に「-」を選択してください。

受給あり 受給なし

II **課税地情報** 必須

? 上記保護者等のその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所を選択してください。
日本国内に住所を有していない場合は、□にチェックを付けてください。

都道府県
--選択し

市区町村
--選択してく

III 日本国内に住所を有していない。

令和6年1月1日時点で海外に在住していた方については、「日本国内に住所を有していない」にチェックしてください。

手順

- 1 いずれか1つの収入状況提出方法、生活保護受給有無、課税地を選択します。
- 2 ・上から2つ目にある「個人番号を入力する」を選択した後に、表示される「**今まで個人番号を提出していない又は提出済個人番号に変更がある**」にチェック



17ページへ

・「**個人番号カードを使用して自己情報を提出する**」方法は、エラーが発生する可能性が高いため選択しないようお願いします

補足

- I 生活扶助を受けている場合、一宮西高校事務室までご連絡ください。
- II 課税地は**その年の1月1日現在**の住民票の届出住所となります。
- III 保護者等が海外に住んでおり、住民税が課されていない場合にチェックします。
この場合、課税地の選択は不要です。

? 入力必須項目の未入力によってエラーとなった場合、アップロードファイルの再添付が必要になります。
未入力項目がないが確認の上、次へ進むためのボタンをクリックしてください。

< 保護者等情報変更届出（生徒情報）に戻る

入力内容を保存して
収入状況の取得へ進む

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

保護者等を**削除**する場合の手順は以下のとおりです。

3. 保護者等情報変更届出登録画面(5/7)

保護者等情報 収入状況の提出が必要な保護者等についての注意

+ 保護者等の追加 親権者の再婚等により保護者等が増える場合、保護者等の追加ボタンを押下してください。

保護者等情報 (1人目) メールアドレスの入力について

保護者等情報 (2人目) メールアドレスの入力について

1 この保護者等を削除します。 保護者等の情報を削除する場合は○にチェックを付けてください。

この保護者等を削除します。 保護者等を削除する場合は○にチェックを付けてください。

個人情報 姓<漢字> 必須 名<漢字> 必須

生活保護関係情報 必須 上記保護者等がその年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1~6月の場合には、その前年の1月1日現在)に生活保護(生活扶助)を受給している場合は「受給あり」を選択し、福祉事務所設置自治体を選択してください。設置自治体が都道府県の場合(該当する町村がない場合)、市区町村に「-」を選択してください。

受給あり 受給なし

課税地情報 必須 上記保護者等のその年の1月1日現在(申請又は届出を行う月が1~6月の場合には、その前年の1月1日現在)の市区町村までの住所を選択してください。日本国内に住所を有していない場合には、□にチェックを付けてください。

都道府県 --選択してください--

市区町村 --選択してください--

日本国内に住所を有していない。

2

保護者等情報変更届出 (生徒情報) に戻る

手順

- 1 保護者等を削除する場合、チェックします。
- 2 正しい保護者等情報入力欄にチェックしていることを確認し、「入力内容確認(一時保存)」ボタンをクリックします。

17ページへ

補足

- I 削除対象ではない保護者等の情報を変更したい場合はチェックします。変更方法の詳細は15ページを参照してください。

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

保護者等の連絡先や課税地等の**情報を変更**する場合の手順は以下のとおりです。

3. 保護者等情報変更届出登録画面(6/7)

保護者等情報の変更について

1 保護者等情報の変更について該当するものを選択してください。

Q. 保護者等の変動(追加・削除)はありますか？

保護者等の変動(追加・削除)はあります。

？ 中断前に入力した保護者等情報からの変動(追加・削除)はありますか？

保護者等の変動(追加・削除)はありません。

？ 保護者等の変動(追加・削除)はなく、保護者等の電話番号や課税地等の情報を変更する場合は。

収入状況の確認が必要な方 親権者(両親)2名分の収入状況を提出します。

✓ 保護者等情報 収入状況の提出が必要な保護者等についての注意

保護者等情報 (1人目)		保護者等情報 (2人目)	
メールアドレスの入力について		メールアドレスの入力について	
個人情報		個人情報	
姓<漢字> 必須	名<漢字> 必須	姓<漢字> 必須	名<漢字> 必須
支援	一郎	支援	花子
姓<ふりがな> 必須	名<ふりがな> 必須	姓<ふりがな> 必須	名<ふりがな> 必須
しえん	いちろう	しえん	はなこ
生年月日 必須	電話番号	生年月日 必須	電話番号
1972年04月01日	09012345678	1972年04月01日	(例) 123-4567-8901
メールアドレス	生徒との続柄 必須	メールアドレス	生徒との続柄 必須
(例) sample@mext.	父	(例) sample@mext.	母

手順

- 1 以前登録した情報が表示されているので、変更する情報を入力します。

16ページへ

補足

- I 漢字姓名欄及び、かな姓名欄は全半角、アルファベット、半角スペース、ー(長音)の入力が可能です。
- II 審査完了時等にメールでの連絡を希望する場合、入力してください。

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

保護者等の連絡先や課税地等の**情報を変更**する場合の手順は以下のとおりです。

3. 保護者等情報変更届出登録画面(7/7)

手順

- 1 必要な変更を行います。
- 2 上から2つ目にある「個人番号を入力する」を選択した上で、「**今まで個人番号を提出していない又は提出済個人番号に変更がある**」にチェック

➡ 17ページへ

- ・「**個人番号カードを使用して自己情報を提出する**」方法は、エラーが発生する可能性が高いため選択しないようお願いします。

補足

- I 課税地は**その年の1月1日現在**の住民票の届出住所となります。
- II 保護者等が海外に住んでおり、住民税が課されていない場合にチェックします。この場合、課税地の選択は不要です。
- III 「個人番号カードを使用して自己情報を提出する」以外で、税の更正があった場合は、保護者等情報は変更せず「入力内容確認」ボタンをクリックしてください。

I 収入状況提出方法 必須

個人番号カードを使用して自己情報を提出する

次の画面で個人番号カードを使用して、収入状況（課税情報等）を取得し、提出します。個人番号カードを所有している場合に選択できます。

個人番号カードの使用について

個人番号を入力する

申請先の都道府県等を使用するため個人番号を入力します。個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。

今まで個人番号を提出していない又は提出済個人番号に変更がある

以前の申請で個人番号提出済の場合、変更がなければ入力不要です。変更がある場合には、口にチェックを付けてください。

システム外で個人番号カードの写し等を提出する

上記いずれも対応できない場合は、こちらを選択した上で、個人番号カードの写し等を書面で学校に提出してください。

II 生活保護関係情報 必須

上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）に生活保護（生活扶助）を受給している場合は「受給あり」を選択し、福祉事務所設置自治体を選択してください。設置自治体が都道府県の場合（該当する町村がない場合は、市区町村に「-」）を選択してください。

受給あり 受給なし

III 課税地情報 必須

上記保護者等がその年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）の市区町村までの住所を選択してください。日本国内に住所を有していない場合には、口にチェックを付けてください。

都道府県: 東京都

市区町村: 千代田区

日本国内に住所を有していない。

入力必須項目の未入力によってエラーとなった場合、アップロードファイルの再添付が必要になります。未入力項目がないか確認の上、次へ進むためのボタンをクリックしてください。

保護者等情報変更届出（生徒情報）に戻る

入力内容を保存して
収入状況の取得へ進む

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

個人番号を入力する場合で、**今回初めて個人番号を提出するか、提出済の個人番号に変更がある場合**の手順は以下のとおりです。

5. 保護者等情報変更届出登録画面

手順

- 1 個人番号カード等で本人確認を行い、保護者等の個人番号を入力します。
- 2 課税地が選択されていることを確認します。
- 3 「入力内容確認（一時保存）」ボタンをクリックします。

18ページへ

補足

- I 生徒本人の個人番号を入力した場合のみ表示されます。学校等で本人確認を行うため、個人番号カード等の画像をアップロードしてください。
- II 生活扶助を受けている場合、一度一宮西高校事務室へ連絡してください。
- III 課税地は**その年の1月1日現在の**住民票の届出住所となります。
- IV 保護者等が令和6年1月1日時点で海外に住んでおり、住民税が課されていない場合、チェックします。チェックした場合、課税地の選択は不要です。

The screenshot shows a multi-step registration form. Step 1 (red box) is 'Personal Number Input', where the user enters their personal number (e.g., 1234 5678 9012) and checks a box for 'I have not submitted a personal number before or have changed it'. Step 2 (red box) is 'Taxation Information', where the user selects their municipality (e.g., 都道府県, 市区町村) and checks a box for 'I do not have a residence in Japan'. A blue callout bubble points to this step, stating: '令和6年1月1日時点で海外に在住していた方については、「日本国内に住所を有していない」にチェックしてください。' (For those who were living overseas as of January 1, 2024, please check 'I do not have a residence in Japan'). Other steps include 'Personal Confirmation Image' (I), 'Living Protection Information' (II), and 'Municipality' (III). At the bottom, there are buttons for 'Return to Protection Information Change Registration (Student Information)' and 'Input Content Confirmation (Temporary Save)' (3).

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

6. 保護者等情報変更届出登録確認画面

保護者等情報変更届出登録確認



1

✓ 生徒情報

生徒情報	
氏名	支援 太郎
ふりがな	しえん たろう
生年月日	2021年12月28日
郵便番号	1008959
住所(都道府県)	
(市区町村)	千代田区
(町名・番地)	霞ヶ関11111
(建物名・部屋番号)	
メールアドレス	manual@mext.go.jp

✓ 保護者等情報

収入状況の確認が必要な方 親権者(両親)2名分の収入状況を提出します。

保護者等情報 (1人目)	
姓<漢字>	支援
名<漢字>	一郎
姓<ふりがな>	しえん
名<ふりがな>	いちろう
生年月日	1972年04月01日
個人番号	1234 5678 9042
本人確認用画像	

申請情報

届出日	2022年01月07日
-----	-------------

✓ 確認事項

以下の内容を確認の上、申請してください

I 「メールアドレスの利用目的および注意事項」を理解し、メールアドレス登録に同意します。

？ メールアドレスの利用目的および注意事項

本届出の個人番号及び本人確認用画像は、就学支援金の支給に必要な手続きの過程で使用します。

II

← 保護者等情報変更届出(保護者等情報)に戻る

2 本内容で申請する

手順

- 1 生徒情報、保護者等情報、確認事項を確認します。
- 2 「本内容で申請する」ボタンをクリックします。

19ページへ

補足

- I メールアドレス、個人番号についての確認事項は、それぞれの情報が入力されている場合のみ表示されます。
- II 前の画面の入力内容を修正する場合、「保護者等情報変更届出(保護者等情報)に戻る」ボタンをクリックします。

2. 操作説明

2-2. 保護者等情報の変更の届出をする

7. 保護者等情報変更届出結果画面

1

保護者等情報変更届出登録結果



本システムによる保護者等情報変更届出の手続きは以上で終了となります。
「システム外で個人番号カードの写し等を提出する」を選択した保護者等については、学校担当者より個人番号カード（写）等貼付台紙を受領し、個人番号カードの写しを貼り付けて必要事項を記入した上で、学校担当者に提出してください。
課税地情報のみの変更の場合、個人番号カード（写）等貼付台紙の提出は不要です。

受付番号

R-21-086-04-1000-0852

マイページに戻る

手順

- 届出の登録結果が表示されます。
以上で保護者等情報変更届出は完了です。審査が完了するのをお待ちください。

補足

- 審査が完了すると、学校から通知書が届きます。メールアドレスを登録した場合は、審査完了をお知らせするメールも届きます。
- メールは、「e-shien@mext.go.jp」から送信されます。受信拒否設定等に問題がないかご確認ください。
送信元が異なるメールが届いた場合、不審メールの可能性もあります。判断に迷う場合は学校に問い合わせてください。

II



8. ポータル画面

認定状況

意向登録状況、及び、毎年度の受給資格の認定状況をご確認いただけます。

項番	申請日	申請名	審査状況	詳細
1	2022年01月04日	申請意向登録	登録済(意向あり)	
2	2022年01月04日	受給資格認定申請	審査中	表示
3	2022年07月01日	申請継続意向登録	登録済(意向あり)	
4	2022年07月01日	取入状況届出	審査完了	表示
5	2022年09月01日	保護者等情報変更届出	審査中	表示

手順

- 審査状況、審査結果、申請内容を確認する場合は、「表示」ボタンをクリックします。